

相模原市開発事業基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第60号

相模原市開発事業基準条例の一部を改正する条例

相模原市開発事業基準条例(平成17年相模原市条例第59号)の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第18条の3」に改める。

第2条第7号及び第8号中「占有し、若しくは所有する」を「所有し、若しくは占有する」に改める。

第3章中第18条の次に次の2条を加える。

(保証金の預託)

第18条の2 法第29条第1項又は第2項の許可を受けようとする開発者(開発行為を行う者に限る。以下この条において同じ。)は、開発行為に関する工事に係る盛土の高さが10メートルを超えるときは、当該工事の適正な施行を保証するため、あらかじめ、市長と協議して定めた金融機関に、保証のための現金(以下「保証金」という。)を定期預金により預け入れなければならない。

2 法第35条の2第1項の許可を受けようとする開発者は、当該許可に係る開発行為に関する工事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事の適正な施行を保証するため、あらかじめ、市長と協議して定めた金融機関に、保証金を定期預金により預け入れなければならない。

(1) 盛土の高さが10メートルを超えるとき。

(2) 前項の工事について、盛土の土量が増加するとき。

3 保証金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項又は前項第1号に該当する場合 300万円に盛土の土量1立方メートル当たり500円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てる。以下同じ。)を加算した額

(2) 前項第2号に該当する場合 増加する盛土の土量1立方メートル当たり  
500円を乗じて得た額

4 第1項又は第2項の規定により保証金を預け入れた開発者は、預け入れた保証金に市を質権者とする質権を設定するため、規則で定めるところにより、市と質権設定契約を締結しなければならない。

(質権設定契約の解除等)

第18条の3 市長は、法第35条第1項の規定により不許可の処分をしたとき、又は法第36条第2項の規定により検査済証の交付をしたときは、前条第4項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、前条第4項の規定により締結した質権設定契約を変更し、又は解除することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第18条の2第2項の規定は、この条例の施行の日前に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けた同法第4条第12項に規定する開発行為については、適用しない。